

労務 ROAD

■令和2年度の在職老齢年金の支給停止額・年金額について

在職老齢年金の支給停止額は令和元年度から変更はなく、下記のとおりです。

60歳代前半（60～64歳）の支給停止調整開始額	28万円
60歳代後半（65～69歳）の支給停止調整額	47万円

<在職老齢年金とは>

70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを「在職老齢年金」といいます。

★具体的な計算方法や支給調整額等についてはお問合せください。

また、総務省から、1月24日、「2019年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。これを踏まえ、令和2年度の年金額は、法律の規定により、令和元年度から0.2%プラスで改定されます。

	令和元年度（月額）	令和2年度（月額）
国民年金 （老齢基礎年金（満額）： 1人分）	65,008 円	65,141 円 （+133 円）
厚生年金 ※ （夫婦2人分の老齢基礎年金 含む標準的な年金額）	220,266 円	220,724 円 （+458 円）

※ 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））

【厚生労働省 より】

■2020年4月から特定の法人は電子申請が義務化されます

現在、政府全体で行政手続コストを削減するため、電子申請の利用促進がされており、当該取組の一環として、特定の法人の事業所が社会保険・労働保険に関する一部の手続を行う場合には、電子申請が義務化されることとなりました。

「特定の法人」とは	- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人 - 相互会社、投資法人、特定目的会社
対象となる手続	【健康保険・厚生年金保険】 算定基礎届、賞与支払届 など 【労働保険・雇用保険】 年度更新、雇用保険資格取得・喪失 など

【厚生労働省】

VOL.687

（2003-3）



（旧 河本社労士事務所）

〒541-0056

大阪府中央区久太郎町

1-9-26 船場 IS ビル 5F

TEL:06-6264-6264

FAX:06-6264-6265

H P: <https://k-s-j.net/>

編集担当：矢尾・君野・茅原

新型コロナウイルス関連の 助成金の最新情報について

社会保険労務士法人アイデア

ホームページにて、

随時掲載しておりますので

こちらでもご確認ください！



最近はいよいよ暖かい日が増えてきました。今年の桜の満開予想は、大阪では例年より1週間ほど早い3/28だそうです。開花予想は3/20と、もうすぐそこまで春が来ています。今年はお花見も自粛が勧められているようですが、暖かくなると少し気分も明るくなってきますね！（矢尾）

- ・3月末退職者の手続き
（労務ROAD VOL.679 も
ご参考にご覧ください）
- ・新年度に向けた準備
- ・自殺対策強化月間